

2023年12月

サプライヤーへの人権デュー・デリジェンスにおける実地監査で 問題が見つかった場合の対応について（対応方針）

実地監査で、問題が見つかった場合の対応を、以下の通り定める。なお、本方針は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、OECDの「責任ある企業行動のためのOECDデュー・デリジェンス・ガイダンス」、経済産業省の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」、および社外有識者からの助言に基づき策定した。

1. 取引について

監査の結果、人権への負の影響が生じている又は生じると判断された場合、直ちに取引関係を停止するのではなく、まずは直接取引している1次取引先との関係を維持しながら、負の影響を防止・軽減するよう取り組むことを基本とする。

2. 是正の要請について

見つかった負の影響に対しては、深刻度の大きさによって優先順位付けをし、1次取引先と協力のうえ納期を定め、2次取引先以降も巻き込み是正を要請する。

3. 是正計画について

是正要請に対して、監査先の経営陣の同意が得られた場合は、是正計画を入手し、その内容を1次取引先と共に確認する。確認の際、脆弱な立場にある従業員などへの負の影響が生じないように注意する。

4. 是正計画の進捗確認について

是正計画は、1次取引先を通して進捗確認を行う。進捗が芳しくない、現地での確認が必要な場合は、フォローアップ監査を実施し、課題などを確認する。

5. 改善の完了確認とモニタリングの継続について

是正必須事項について、是正が完了し報告を受けた後に、報告内容に齟齬がないか直接エビデンスの確認を行うと共に、モニタリング方法を協議し決定する。

6. 社外への開示について

対応方針、是正計画並びに結果については、弊社ホームページ上で開示する。

7. 是正が難しい場合の対応について

是正要請に応じない場合は、その理由を明確にしたうえで、是正要請の内容を再検討し、再度是正要請が可能かを判断する。どうしても是正が難しい場合は取引中止も視野に入れる。

以上